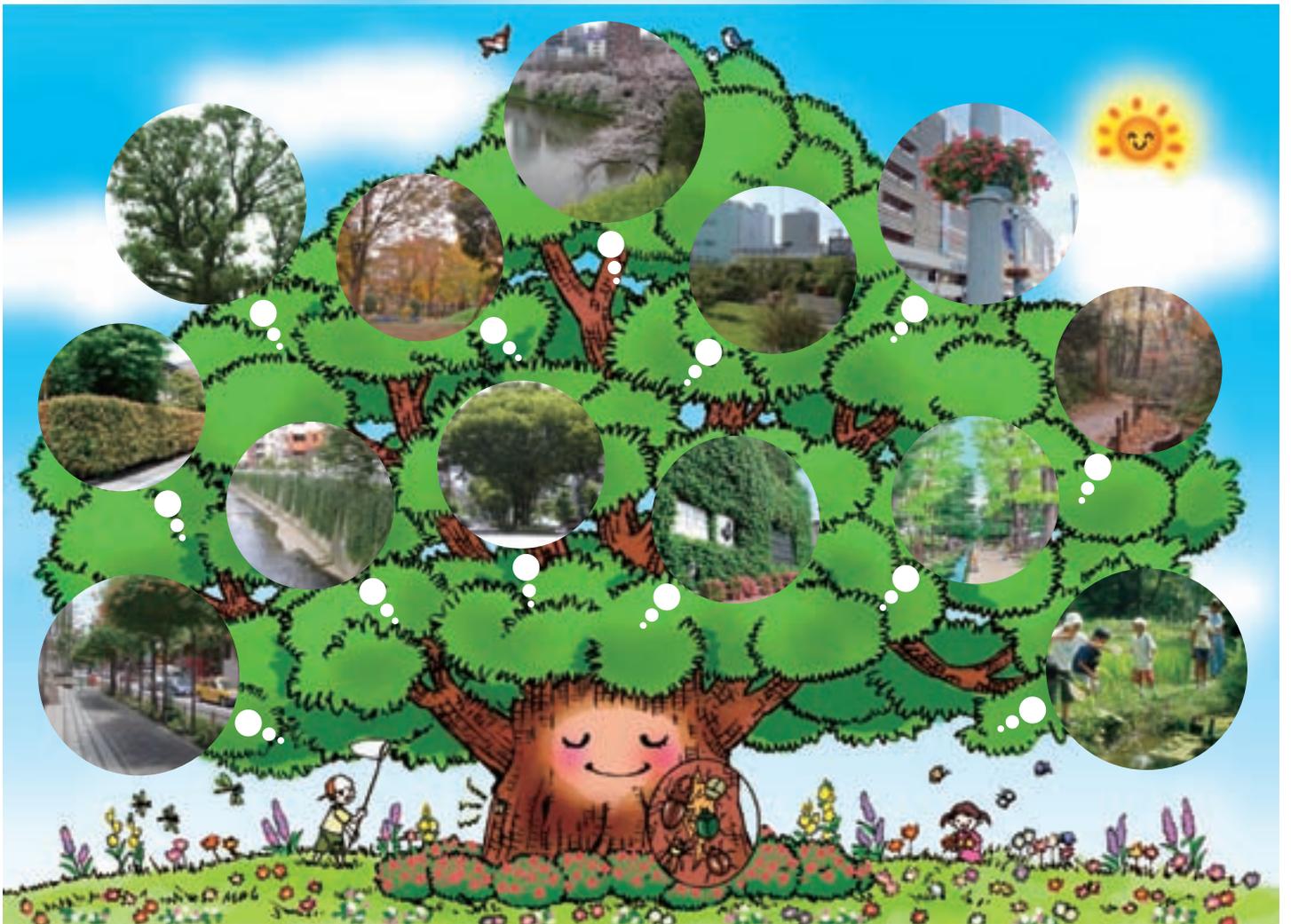


新宿区みどりの基本計画

(改定)

～みどりとうるおいのある持続可能な都市“新宿”の実現をめざして～



平成 21 (2009) 年 2 月

新宿区

新宿だからこそ「みどり」を



新宿区は武蔵野台地の東の端に位置しており、台地と低地が入り込む形で、低地に沿って神田川、外濠などの水辺が外周を取り囲んでいます。また、新宿御苑をはじめ大名屋敷の跡などが大規模な公園などになり、新宿のまちのみどりを形成しています。

私は、こうした自然特性や歴史的資産について、区民の皆さんと認識を共有し、ともに守り育てて行くことが大切と考えています。水辺やみどりには、気温の変化を和らげ、大気を浄化するなど環境上の機能や、防災上の機能があることはもちろんですが、それだけで大切なものです。水辺やみどりは、季節の変化や鳥のさえずりなどを通じて、潤いや安らぎを与えてくれます。新宿のように人工的な要素の多い都心だからこそ、自然を身近に感じることできるみどりが必要です。

そのため、新宿区総合計画において外周部の水辺やみどりを「水とみどりの環」と、大規模な公園や斜面緑地などのみどりを「七つの都市の森」と位置づけ、保全・充実を図ることとしました。この「みどりの基本計画」は総合計画のなかで示した新宿区のみどりのあるべき姿を実現するための施策の方向性を定めた総合的な計画です。今回の見直しに当たっては、将来のみどりの骨格づくりをしっかりとお示しするとともに、「みどりの重点的な取り組み」など実行していく施策を記述することを重視しました。

今後は、この計画に基づき、これまで以上に区民や事業者の皆様と区とが連携・協働して、新宿を「歩きたくなるまち」、「水辺とみどりの環を持つまち」だと誰もが心から思えるまちに育てあげ、かけがえのないみどりの環境を次世代に引継いでいきたいと思っております。

皆様のご協力をお願いいたします。

平成 21 年 2 月

新宿区長 中山 弘子

新宿区 みどりの基本計画（改定）

目次



I 改定にあたって	1 改定の目的	2
	2 計画の位置づけ	3
	3 計画の期間	4
	4 計画の達成度と課題	4
	5 改定の視点	6
	6 計画の構成	7
II 基本計画	1 計画の理念	10
	(1) 計画の理念	10
	(2) 理念のイメージ	11
	2 計画の目標	12
	(1) 緑被率の目標	12
	(2) みどり率の目標	12
	(3) 公園の目標	13
	(4) 区民のみどりに対する実感についての目標	13
	3 計画の方針	14
	(1) 4つのみどりの基本方針	14
	(2) 3つのみどりの配置方針	16
III 行動計画	1 重点的な取組み	21
	2 行動計画	28
	(1) 行動計画の体系	28
	(2) 22の行動計画	31
	3 みどりの配置方針図と地域別方針	54
	(1) みどりの配置方針図	54
	(2) 地域分けについて	58
	(3) 6つのみどりの地域別方針	58
IV 資料	1 自然条件	74
	2 社会条件	77
	3 新宿区のみどり	78
	4 みどりの主な事業実績	84
	5 みどりの計画・調査	87
	6 用語集	88

I. 改定にあたって

1. 改定の目的



樹木や草花、生き物、土、水、公園などの「みどり」は、まちに彩りを添え、季節感をもたらし、日々の暮らしにうるおいとやすらぎ、活力を与えてくれます。また、美しい都市景観を形成するとともに、大気を浄化し、気温の変化を和らげるなど様々な効用を持っています。この快適な都市生活に不可欠なみどりが、新宿区では年々失われてきており、残された地域の貴重なみどりを保全・育成するとともに、都市の重要なインフラのひとつとして創出する取り組みが求められています。

「みどりの基本計画」は、都市緑地法*に基づき、各市区町村がみどり豊かな快適で個性的な都市づくりをすすめるにあたって、地域の自然的、社会的な特色を十分に勘案して、創意工夫のもとに策定するもので、その内容は各市区町村の自主性に委ねられています。

新宿区では、区内のみどりを守り、増やし、育むための「みどりに関する総合的な計画」として平成10年9月に「新宿区みどりの基本計画 ―まちも人もいきいき・みどりのアクション25―」を策定しました。

これまでの計画の策定から約10年が過ぎた今日、みどりを取り巻く状況は大きく変化しました。地球規模での環境問題への関心が高まるなか、地球温暖化、都市のヒートアイランド現象*の進展は深刻度を増しており、環境改善効果の高いみどりへの関心と必要性はより一層高まっています。

また、これからの都市は、歩いて楽しめるまちであることが求められています。そのためには、人々に憩いやうるおいを与えてくれるみどりの持つ役割は、非常に大きいと考えています。

今回の改定は、こうした社会情勢の変化及び最新の関連法令や行政計画などを考慮し、「新宿区基本構想」*でまちづくりの基本目標に掲げている「持続可能な都市と環境を創造するまち」「まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち」の実現をめざし、より実効性の高い計画とするために行うものです。

この計画で「みどり」とは？

- ・樹木、草花などの植物
- ・昆虫、野鳥、小動物などの生き物
- ・その生育に必要な土、大気、水など
- ・緑地、水辺地、公園など

これら自然のものにより構成される環境のこと

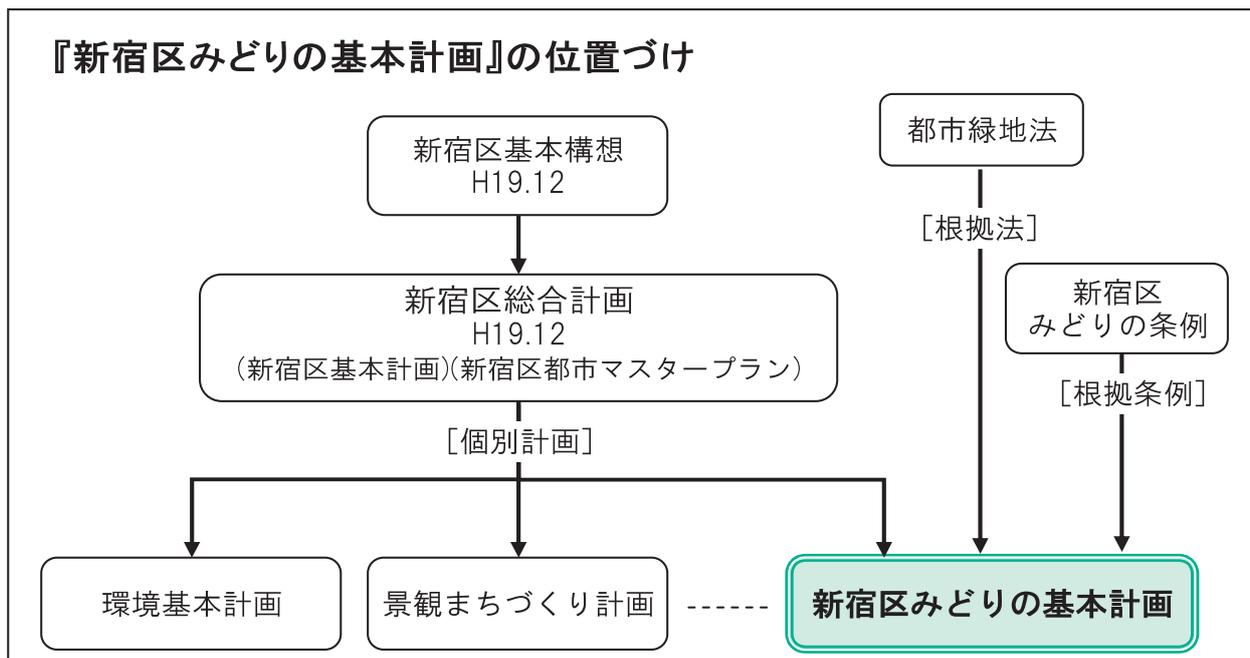
をいいます。

※植物のみどりは「緑」と表示します。

2. 計画の位置づけ

この「みどりの基本計画」は都市緑地法に基づく法定計画であると同時に、新宿区みどりの条例第6条※に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」に位置づけています。

また、新宿区は平成19年度に、新たな「新宿区基本構想」*と、これに伴う「新宿区総合計画」*（従来の基本計画と都市マスタープランを総合化した計画）を策定しました。「みどりの基本計画」は「新宿区総合計画」の個別計画として、環境、まちづくり、防災などの政策分野と連携を図りながら、みどりの施策を実施していくための基本となる計画です。



※新宿区みどりの条例

第6条 区長は、みどりの保護と育成に関する計画を策定しなければならない。



3. 計画の期間



(1) 当面の目標の計画期間

平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間で当面の目標の計画期間とします。

(2) 将来の目標の想定期間

21 世紀中頃を将来の目標の想定期間とします。



4. 計画の達成度と課題



(1) 計画の達成度

これまでの計画の当面の計画期間(平成 10 年度より 10 年間)に於ける、目標の達成度は以下のとおりです。

○緑被の目標

10 年間で緑被率 1% アップする目標を設定しましたが、実際は 0.41% ※減少しました。

みどりの実態調査に基づく、10 年間の土地用途別の緑被率の増減は次のとおりです。

・公 園 [1.35% 増加]

公園面積の増加と既存樹木の樹冠の生長によるものと考えられます。

・学 校 [3.33% 増加]

区立の小中学校は 48 校から 45 校に減少しましたが、屋上緑化や校庭芝生化などの学校緑化に取り組んだこと及び既存樹木の樹冠の生長により緑被率が増えたと考えられます。

・公共施設 [5.39% 増加]

都営住宅や防衛省などの大規模施設での既存樹木の樹冠の生長により緑被率が増えたと考えられます。

・道 路 [2.29% 減少]

山手通り、明治通りなどの主要な都道の街路樹が拡幅工事等によって一時的に撤去されたために減少したと考えられます。

・住宅・民有地 [1.07% 減少]

落合地域や簞笥・榎地域、戸塚地域等の住宅地にあった既存樹木等が建築行為等によって失われたためと考えられます。また、建設予定地等に生えている草類等について、前回調査までは「草地」として緑被に算入していましたが、今回の調査からは「裸地」として扱うこととし、緑被率に反映しないこととしました。このために大規模施設の開発予定地等の

草類等を緑被率として算入しなかったことが減少の要因のひとつです。

※平成7年度緑被率 17.45% (9㎡以上の緑被抽出)

※平成17年度緑被率 17.47% (1㎡以上の緑被抽出 ただし、9㎡以上の緑被抽出の場合 17.04%)

○公園の目標

10年間で新たに2haの公園面積※を確保する目標を設定し、区が用地買収やその他開発等により、この10年間で約1haの公園面積を確保しました。

※平成10年時の公園面積 116.8ha (区全体の6.4%)

※平成20年時の公園面積 119.3ha (区全体の6.5% ただし、測量誤差修正分を含む)

(2) みどりの主な課題

①開発に伴うみどりの保全と創出

新宿区は、新宿駅西口を中心とする超高層ビル街や歌舞伎町に代表される繁華街などの商業地域から落合の低層戸建住宅地まで、ふとところが深く多様性に富んでいます。

住宅地域では、近年、相続に伴う土地の細分化や共同住宅への建て替えがすすみ、まとまった屋敷林など昔からあった貴重な樹木が失われることが多くなっています。商業地域では、大規模なビルの建て替えや再開発の際には、公開空地などのオープンスペースに新たなみどりが創出されてきているとはいえ、宅地のみどりは減少してきています。

利便性に優れ、土地の貴重な新宿では、土地の有効活用という観点から今後もこうした開発や建て替えが続くものと思われませんが、こうした機会を“みどりの減少を抑え、新たに増やすための機会”としてとらえ、開発事業者等に対して緑化誘導を図ることが必要であると考えます。これからの課題として、開発時のみどりの保全策と、新たなみどりを創出するための誘導策を整備することが必要であると考えます。

②都市空間を活かしたみどりづくり

区の面積の27.4%は商業地域です。建ぺい率*が高く、高い建物や地下構造物も多いため、地上部には樹木が必要とする日差しや土が不足しており、枝葉や根が大きく育つためには厳しい環境となっています。特に駅周辺の繁華街や幹線道路の沿道ではビルが敷地一杯に建ち並び、新たにみどりを配置する空間が限られているのが現状です。

みどりが育ちにくい都市空間ですが、人々が健康で快適に生活するためには、公共空間、河川などの水辺空間、学校や商業地域の限られた空間を最大限に活かして、創意工夫によりみどりを創出することが求められています。

また、区内を縦横に走る幹線道路の街路樹は、地域ごとのみどりを結ぶ都市の骨格をなすみどりでもあります。これらの街路樹の樹冠を大きくする「新宿りっぱな街路樹運動」をすすめています。道路空間のみならず、沿道についても豊かな緑陰を実現するための手法やしぐみを整備することが必要です。

③みどりのしくみづくり

区内には、身近なみどりの保全に関心を持っている区民、永年にわたって地域緑化に取り組んでいる団体、

子供たちを対象にみどりの体験を伝えている NPO 法人など、みどりに関する活動に関わっている多くの方がいます。また、機会があればみどりに関する活動に参加したいと思っている方もいると思います。こうした多様な区民や団体のみどりの活動への参加の機会を設け、互いに情報を交換する場や協力して活動する機会を増やしていくことが求められています。また、これに伴いこうした区民や団体を支援する体制を築くことが必要であると考えます。

5. 改定の視点

(1) 新宿区総合計画及び国の法令への対応

平成 19 年 12 月に、人口減少社会の到来や地方分権の推進など新しい時代を見据えて、新たな「新宿区基本構想」及び「新宿区総合計画」を策定しました。特に「新宿区総合計画」は、区の最上位計画であり、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「都市マスタープラン」の性格をあわせもつものです。みどりの基本計画は、総合計画に掲げたまごすまの姿を具現化するための個別計画のひとつに位置づけられるものです。

また、国の法律においては、都市緑地法及び都市公園法が改正され、総合的な緑地保全や都市公園の整備が促進されるようになりました。加えて新たに景観法が制定され、区は都心区では初めての景観行政団体となりました。今後は、地域の特性にあわせた景観づくりにおいて樹木や樹林の果たす役割がより一層重要と考えます。

今回は、こうした区のみどりを取り巻く計画や法令を考慮しています。

(2) 新宿区みどりの実態調査（第 6 次）の調査結果を反映

区は、平成 17 年度にみどりの実態調査（第 6 次）を実施しました。その結果、区内のみどりの実態が明らかになりました。

特に、前回平成 12 年度の調査結果と比較して、区全体の樹木、樹林の面積は約 20ha 増えていますが、落合地域や箆笥・榎地域など主に住宅地で緑被面積が減少しました。これは、開発や建て替えによって宅地のみどりが失われているためと想定されます。これからの施策では、宅地の樹木、樹林の喪失を食い止める方策が求められています。

この他、前頁で述べたような、調査により浮かび上がった様々な課題を解決するためには、地域に密着した新たな緑化推進策が求められており、その方策を今回の改定に取り入れました。

(3) みどりの重点的な取組みを設定

平成 10 年 9 月にみどりの基本計画を策定し、みどりの施策を着実にすすめてきました。その結果、公共施設の緑化面積が平成 12 年から平成 17 年までの 5 年間で 9.62ha 増加するなど成果があらわれました。今後はさらに効果的な事業推進ができるよう、優先順位の高い施策や積極的に取り組む施策をピックアップし、「重点的な取組み」として位置づけました。



6. 計画の構成



この計画の構成は次のとおりです。

